

貸 金 庫 規 定

亀有信用金庫

第 1 条（格納品の範囲）

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
但し、総重量 10 キログラム以下とします。

- ① 公社債券、株券、その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第 2 条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 4 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 3 条（使用料）

(1) 貸金庫の使用料は、別紙手数料一覧表記載の使用料により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。但し、1 円未満の端数がある時は切り捨てとします。

第 4 条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第 5 条（貸金庫の開閉等）

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開函申込書に届出の印章

による記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第6条（届出事項の変更等）

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第8条（印鑑照合等）

開函申込書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第9条（損害の負担等）

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第5号AからFおよび第6号AからEのいずれにも該当しない場合に使用すること

ができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 5 号 A から F または第 6 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第 11 条（解約等）

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規程に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 第 15 条に違反した場合
- ③ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
- ④ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ⑤ 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ⑥ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日
に属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って
ください。
この場合第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充
当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。
なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日
に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、
当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途
管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等
により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することがで
きるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公
証人等に立会いを求めることができるものとします。これら
に要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わ
ないときは、前項の処分代金をこれに充当することができる
ものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫か
らの請求がありしだい支払ってください。

第12条（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書

類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 13 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 14 条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることが出来るものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第 15 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第 16 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 17 条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条（規定の改定）

この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲示及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

2020年4月1現在

自動貸金庫規定

亀有信用金庫

第1条 (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
但し、総重量 10 キログラム以下とします。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、別紙手数料一覧表記載の使用料により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。但し、1円未満の端数がある時は切り捨てとします。

第4条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第5条 (貸金庫の開閉等)

(1) 借主または借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カー

ド」（以下「カード」という）を発行します。

- (2) 貸金庫をお開きになる場合は、借主またはその代理人が「カード」を操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開函申込書」にご氏名を記入のうえ「カード」とともに窓口へご提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は施錠を確認のうえ、返却のための操作を行ってください。なお、ご自分で返却できない場合は、すぐに係員にお申し出ください。このお申し出がないため、損害がありましても当金庫はその責任を負いません。

第6条（暗証の照合）

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他のお取扱いをしましたうへは、「カード」または暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口において「カード」を確認し、貸金庫開函申込書、諸届その他書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 次の場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 「カード」または鍵の損傷、喪失、盗難の場合
 - ② ご印章の変更、損傷、喪失、盗難の場合
 - ③ ご住所またはご氏名の変更の場合
 - ④ その他この取引に影響のあることが起こった場合
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（「カード」鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 「カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 「カード」または正鍵を喪失、盗難、毀損した場合は、「カード」の再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直

ちにこれに応じてください。

第9条（印鑑照合等）

諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第10条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第5号AからFおよび第6号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第5号AからFまたは第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第12条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、「カード」、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、「カード」、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき

- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規程に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 第16条に違反した場合
- ③ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
- ④ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ⑥ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日

または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日
に属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってくだ
さい。この場合第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害
金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってくだ
さい。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日
に第3条第1項の方法に準じて自動引落し
することができるものとします。

(5)第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当
金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管
理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等
により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができ
るものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証
人等に立会いを求めることができるものとします。これらに
要する費用は借主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わな
いときは、前項の処分代金をこれに充当することができるも
のとし、ます。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から
の請求がありしだい支払ってください。

第13条（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書
類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときで
も通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当
金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたとき
は、直ちにこれに応じてください。

第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、
または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当
金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすること
ができるものとします。このために生じた損害については当
金庫は責任を負いません。

第16条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできま
せん。

第17条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と
連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続
された場合も同様とします。

第 18 条（成年後見人等の届出）

- （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 19 条（規定の改定）

この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲示及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

2 0 2 0 年 4 月 1 日 現在